

伊藤社会保険労務士事務所 【料金表】

【給与計算業務（月額）】

・基本料金 20,000円

※5人までは基本料金で申し受けます。

・従量料金

※ 6人以上30人以下 1人につき 2,000円

※31人以上50人以下 1人につき 1,000円

※51人以上 別途協議

☆人数には退職者、産休者、育児・介護休業者等の在籍者を含みます。

※従業員の入社および退職によって増減がある場合は必ずお知らせください。

※従業員の入退社による社会保険・労働保険被保険者資格取得および喪失手続きも承ります（別途費用がかかります）。

※パートタイマー等、非正規雇用者についてはその者の労働契約内容により、別途料金を申し受ける場合がございます。

※業務量により、料金の割引がございますのでご相談ください。

※年末調整業務は別途1ヶ月分の料金を申し受けます。

※消費税は別途申し受けます。

☆給与計算業務をご契約のお客様のうち社会保険・労働保険の手続き等をご要望の方は、その都度のご依頼に基づく単発契約、もしくは相談業務等含めた月額契約のいずれかをお選びいただけます。

【給与計算業務をご契約のお客様：特別料金】

＜単発契約＞

○給与計算業務をご契約のお客様は以下の業務を一律2,000円(1人1手続き)で承ります。

- ・社会保険（健康保険・厚生年金）被保険者資格取得手続き
- ・社会保険（健康保険・厚生年金）被保険者資格喪失手続き
- ・労働保険（雇用保険）被保険者資格取得手続き
- ・労働保険（雇用保険）被保険者資格喪失手続き
- ・月額変更届作成および提出代行
- ・離職票の作成および提出代行

＜顧問契約＞

月額10,000円から

- ・労働法規に関する相談業務、人事労務管理に関する相談、助言、指導業務
- ・社会保険・労働保険の入退社手続き代行 等

ご相談内容、頻度等に応じてお見積りいたします。

○給与計算業務をご契約のお客様は年に1度の以下の業務を特別料金で承ります。

- ・労働保険の年度更新業務：当年4月度の給与計算業務料金の1.0倍
- ・社会保険の算定基礎届作成届出代行：当年4月度の給与計算業務料金の1.5倍

※上記2つの業務を同時にご依頼いただいた場合は、当年4月度の給与計算業務料金の2.0倍

※消費税は別途申し受けます。